

第72回

定時株主総会 招集ご通知



明日の「働く」を、デザインする。



開催日時

2022年3月24日(木曜日)
午前10時(開場時間午前9時)



開催場所

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
当社 大阪ショールーム
9階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	17
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43
トピックス	49
株主総会会場ご案内	巻末

株主アンケートにご協力ください！

株主の皆様のご意見を今後の活動の参考にさせていただきます。アンケートにご協力をお願い申し上げます。同封ハガキの設問へご回答いただき、投函ください。ご回答いただいた株主様の中から抽選で100名様にQUOカード(500円)を贈呈いたします。(2022年4月30日(土)着まで)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ本年は会場へのご来場はお控えいただき、議決権行使書又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

株式会社イトーキ

証券コード:7972



代表取締役社長
平井嘉朗

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第72回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当事業年度は、ポストコロナの「働く環境」づくりをリードするとともに、強靱な体質の「高収益企業」になることを目指して、「RISE ITOKI 2023」をキャッチフレーズに掲げた新中期経営計画をスタートいたしました。

首都圏においてはオフィスビル供給量が昨年までと異なり、一時的な供給抑制の時期に当たっていたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に「働く環境」が多様化してきたことを受けて、ポストコロナを見据えたワークプレイス構築への投資が全体としては増加傾向にあり、当社グループにおいても新しい働き方やワークプレイスの提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開、在宅勤務やテレワークの全国的な普及に伴う在宅勤務用家具などコンシューマー向け製品の販売促進を強化しました。

その結果、連結売上高については前期比で減収となったものの、連結営業利益においては販売費及び一般管理費の圧縮効果により大幅増益という結果になりました。

今後も新型コロナウイルス感染症に起因した先行き不透明な状況が続くものと見込まれ、当社グループを取り巻く環境は依然厳しい状況ではありますが、引き続き感染拡大防止に努めるとともに、ポストコロナを見据えた市場ニーズへの対応と、ニューノーマルな時代における新たな「働く環境」の提案・具現化に全力で取り組み、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月



目指す“ありたい姿”

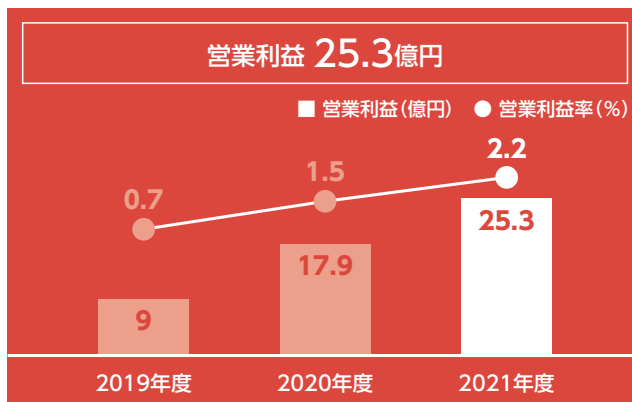
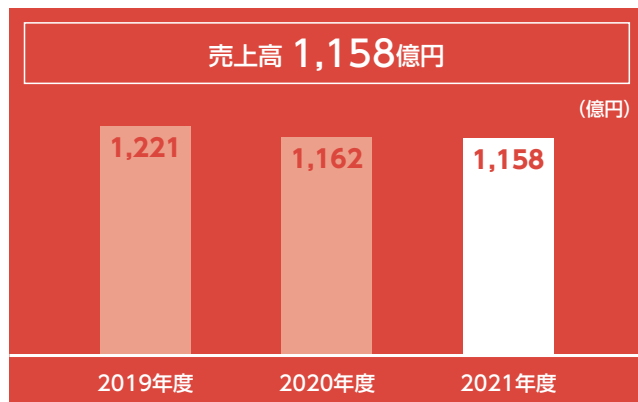
ポストコロナの「働く環境」づくりをリードする

強靱な体質の「高収益企業」になる

2023年度 数値目標

- 売上高 : 1,330億円
- 営業利益 : 60億円
- 営業利益率 : 4.5%
- 経常利益 : 59億円
- ROE : 7.0%以上

■ 当期の業績



■ 当期のポイント

当期は、構造改革プロジェクトを中心に、営業の価値提案力の強化による販売価格の適正化、保有資産の効率化、市場トレンドに応じた最適な供給体制確立に向けた再編計画の進行等、強靱な企業体質への変革に注力し、利益率を改善することができました。

今後は、ポストコロナの働く環境作りで他社をリードすべく、営業力・商品力の強化に努めてまいります。



中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の詳細な内容はこちらでご覧いただけます。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7972/tdnet/1933250/00.pdf>



証券コード 7972
2022年3月8日

株主各位

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イーキ

代表取締役社長 平井嘉朗

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2022年3月23日（水曜日）午後5時45分まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、
2022年3月23日（水曜日）午後5時45分まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2022年3月24日（木曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2	場所	大阪市中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3	目的事項	<p>報告事項 1. 第72期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第72期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役7名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4	招集にあたっての その他 決定事項	<p>(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。</p> <p>(2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書および連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.itoki.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.itoki.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



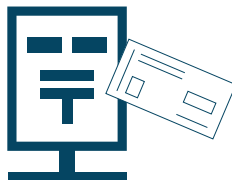
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年3月24日(木曜日)
午前10時(開場:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

書面



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

行使期限

2022年3月23日(水曜日) 午後5時45分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください

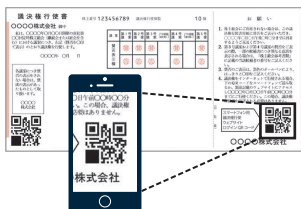
議決権行使についてのご案内

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

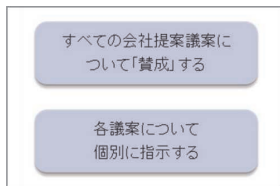
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



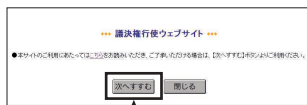
「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを
入力する方法

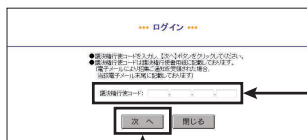
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

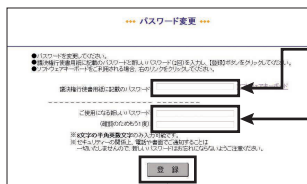
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額 678,096,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p><u>第16条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役山田匡通、平井嘉朗、牧野健司、船原英二、森谷仁昭、永田 宏、似内志朗の7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	山田 匡通	再任	代表取締役会長	19回/19回
2	湊 宏司	新任	顧問	-
3	牧野 健司	再任	取締役専務執行役員 企画本部長	19回/19回
4	船原 英二	再任	取締役常務執行役員 生産本部長	19回/19回
5	森谷 仁昭	再任	取締役常務執行役員 管理本部長	14回/14回
6	永田 宏	再任 社外 独立役員	社外取締役	19回/19回
7	似内 志朗	再任 社外 独立役員	社外取締役	19回/19回

(注) 森谷仁昭氏は、2021年3月24日開催の第71回定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 **1** **山田 匡通** (やまだ まさみち) **再任**



- **生年月日**
1940年5月5日
- **所有する当社株式の数**
763,867株
- **取締役会出席状況 (2021年度)**
19回/19回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1964年4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2002年9月	三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 代表取締役会長
1991年6月	同行取締役		
1995年6月	同行常務取締役	2004年6月	東京急行電鉄株式会社 (現東急株式会社) 常勤監査役
1996年4月	株式会社東京三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 常務取締役	2005年6月	当社取締役
2000年6月	同行専務取締役	2007年6月	当社代表取締役会長 (現)

重要な兼職の状況

医療法人社団こころからの元気プラザ理事長
 一般財団法人東京顕微鏡院理事長
 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長

取締役候補者とした理由

山田匡通氏は、取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **2** **湊 宏司** (みなと こうじ) **新任**



- **生年月日**
1970年5月21日
- **所有する当社株式の数**
7,981株
- **取締役会出席状況 (2021年度)**
-

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年4月	日本電信電話株式会社 (NTT) 入社	2015年6月	同社 執行役員 社長室長
2008年7月	サン・マイクロシステムズ株式会社 入社	2018年8月	同社 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
		2019年8月	同社 取締役 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
2010年6月	日本オラクル株式会社 カスタマーサポート統括 (サン・マイクロシステムズ株式会社との経営統合)	2021年9月	当社入社 顧問 (現)

取締役候補者とした理由

湊 宏司氏は、大手電気通信事業者および大手外資系IT企業において幅広い分野で実績を上げ、当社に顧問として入社する直前まで経営を率いており、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の事業収益力強化のための構造改革と、DXを軸とする事業戦略高度化を推し進めていただきたく、新たに取締役の候補としました。

候補者番号

3 牧野 健司 (まきの けんじ)

再任



- 生年月日
1957年1月8日
- 所有する当社株式の数
31,333株
- 取締役会出席状況 (2021年度)
19回/19回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月	旧株式会社イトーキ入社	2012年1月	当社執行役員企画本部長
1992年10月	同社岡山支店長	2013年1月	当社常務執行役員企画本部長
2000年12月	同社法人販売部販売5部長	2015年3月	当社取締役常務執行役員企画本部長
2004年3月	同社関係会社管理部長	2016年1月	当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 工事・物流統括部長
2005年1月	株式会社イトーキ東光製作所 (社長) 出向	2019年1月	当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 業務改革統括部長
2010年1月	当社執行役員物流統括部長	2021年1月	当社取締役専務執行役員企画本部長 (現)
2011年1月	当社執行役員経営企画統括部長		

取締役候補者とした理由

牧野健司氏は、経営企画部門および当社グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

4 船原 英二 (ふなはら えいじ)

再任



- 生年月日
1959年3月4日
- 所有する当社株式の数
21,022株
- 取締役会出席状況 (2021年度)
19回/19回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社イトーキ (旧株式会社伊藤喜工作所) 入社	2019年1月	当社執行役員品質保証本部長 兼 生産本部副本部長 兼 生産統括部長
2005年6月	当社設備機器エンジニアリング部長	2020年1月	当社常務執行役員生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長
2008年1月	当社電子機器工場長	2020年3月	当社取締役常務執行役員生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長
2013年1月	当社設備機器エンジニアリング部長	2021年1月	当社取締役常務執行役員生産本部長 (現)
2014年1月	当社生産本部生産統括部長		
2015年1月	当社執行役員生産本部生産統括部長		
2016年1月	当社執行役員生産本部副本部長 兼 生産統括部長		

取締役候補者とした理由

船原英二氏は、長年生産部門の業務執行に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **5** **森谷 仁昭** (もりや よしあき)

再任



- 生年月日
1960年3月31日
- 所有する当社株式の数
22,892株
- 取締役会出席状況 (2021年度)
14回/14回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2007年4月	同行 個人企画部長
1988年7月	日本輸出入銀行 (現株式会社国際協力銀行) 出向	2009年4月	同行 名古屋中央支店長
1992年5月	株式会社第一勧業銀行 国際企画部	2010年10月	株式会社みずほコーポレート銀行 審議役
1995年10月	同行香港支店 非日系営業課長	2011年1月	当社入社 執行役員管理本部副本部長
2006年3月	株式会社みずほ銀行 三鷹支店長	2012年1月	当社執行役員管理本部長
		2015年1月	当社常務執行役員管理本部長
		2021年3月	当社取締役常務執行役員管理本部長 (現)

取締役候補者とした理由

森谷仁昭氏は、金融機関および当社管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督、取締役会の機能強化など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **6** **永田 宏** (ながた ひろし)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1941年2月22日
- 所有する当社株式の数
45,806株
- 取締役会出席状況 (2021年度)
19回/19回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年4月	三井物産フランス株式会社入社	2005年4月	早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授
1996年6月	三井物産株式会社取締役	2008年3月	当社社外取締役 (現)
1999年6月	同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長	2018年10月	株式会社クリアホールディングス 代表取締役社長 (現)
2002年4月	三井物産株式会社代表取締役副社長 兼 執行役員化学品グループプレジデント	2021年12月	日本クリア株式会社 社外取締役 (現)
2004年6月	同社顧問		

重要な兼職の状況

株式会社クリアホールディングス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号

7 似内 志朗 (にたない しろう)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1958年8月7日
- 所有する当社株式の数
3,800株
- 取締役会出席状況 (2021年度)
19回/19回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	郵政省入省	2019年5月	ファシリティデザインラボ代表 (現)
2005年4月	日本郵政公社 (現日本郵政株式会社) 経営企画部門事業開発部長		筑波大学客員教授 (現) 東洋大学兼任講師 (現)
2009年10月	同社不動産部門不動産企画部長	2020年3月	当社社外取締役 (現)
2018年4月	日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長 (兼務)		

重要な兼職の状況

ファシリティデザインラボ代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、似内志朗の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田 宏氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって14年、似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、永田 宏、似内志朗の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2023年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、永田 宏、似内志朗の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間において当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

●株主総会後のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	財務 会計	法務 リスク 管理	国際性	営業	生産 研究開発	人材開発	ESG	DX
山田 匡通	●			●	●			●	
湊 宏司	●			●	●			●	●
牧野 健司	●	●			●		●		●
船原 英二						●		●	
森谷 仁昭		●	●	●	●			●	
永田 宏	●			●	●				
似内 志朗	●			●				●	

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

小山 充義 (こやま みつよし)

- 生年月日
1962年8月10日
- 所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年4月	東京国税局入局	2014年7月	東京国税局国税訟務官
1994年7月	東京国税局調査四部	2015年7月	石田税務会計事務所勤務
2000年1月	国税庁法人課税課	2015年9月	税理士登録(現)
2005年7月	金融庁検査局		小山税理士事務所開設(現)
2012年7月	沖縄国税事務所国税訟務官		

重要な兼職の状況

第一実業株式会社社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

第72期 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、ワクチン接種の進展により社会経済活動が徐々に再開し、設備投資や企業収益など一部持ち直しの動きが見られました。しかしながら、度重なる緊急事態宣言の発出、原材料の供給不足や価格高騰の継続などの影響により、先行き不透明な状況が継続しました。

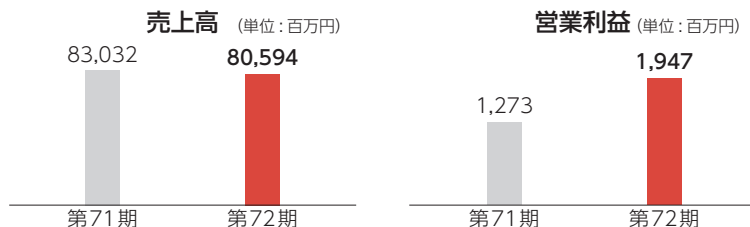
このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、「RISE ITOKI 2023」をキャッチフレーズに掲げた新中期経営計画をスタートしました。ポストコロナの「働く環境」づくりをリードするとともに、強靱な体質の「高収益企業」を目指して、新中期経営計画の初年度となる当連結会計年度より、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携により発足した構造改革プロジェクトにおける検討内容について、具体的な施策への取り組みを実施しました。あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る政府見解や地方自治体の対処方針を踏まえ、お客様と従業員の安全確保のため、在宅勤務及び時差出勤を励行しつつ、納品および工事については、十分な感染防止策を講じた上でお客様のご要望にお応えできるよう対応いたしました。

首都圏においてはオフィスビル供給量が昨年までと異なり、2021年は一時的な供給抑制の時期に当たっているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に「働く環境」が多様化してきたことを受けて、ポストコロナを見据えたワークプレイス構築への投資が全体としては増加傾向にあり、当社グループにおいても新しい働き方やワークプレイスの提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開、在宅勤務やテレワークの全国的な普及に伴う在宅勤務用家具などコンシューマー向け製品の販売促進を強化しました。

この結果、売上高は、前連結会計年度比0.3%減の1,158億39百万円となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の圧縮効果により、前連結会計年度比41.0%増の25億36百万円となりました。経常利益は、前連結会計年度比29.5%増の24億37百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、構造改革プロジェクトの一環として資産を効率化することにより特別利益を計上し、子会社（GlobalTreehouse 株式会社、Novo Workstyle Asia Limited）及び当社の固定資産の一部に係る減損損失20億38百万円を吸収して11億66百万円となりました(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2億35百万円)。

事業別の概況は次のとおりであります。

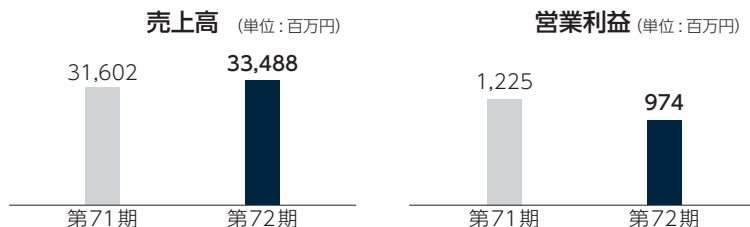
ワークプレイス事業



ワークプレイス事業につきましては、首都圏におけるオフィスビル供給量の減少などがあるものの、ポストコロナを見据えたワークプレイス構築への投資は増加傾向にあることから、新しい働き方やワークプレイスの提案、在宅勤務用家具などコンシューマー向け製品の販売促進に引き続き注力するとともに、価値向上に重点を置いた営業活動の展開による利益率の改善や、販売費及び一般管理費の圧縮に努めました。一方、中国事業においては新型コロナウイルス感染症の影響などによって売上が大幅に減少しました。

その結果、当事業は売上高805億94百万円（前連結会計年度比2.9%減）、営業利益19億47百万円（前連結会計年度比52.9%増）となりました。

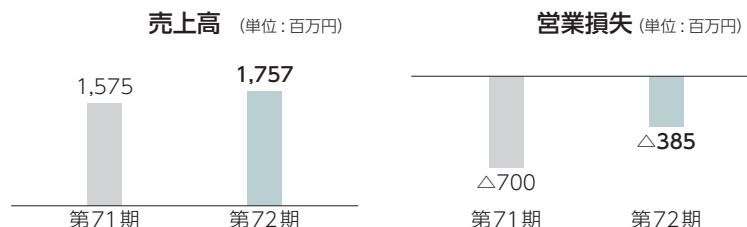
設備機器・パブリック事業



設備機器・パブリック事業につきましては、国内における物流設備、原子力特殊扉などの需要が好調を維持し、研究施設機器やプラント機器などを取り扱う株式会社ダルトンも大型商談を受注するなど堅調に推移しました。一方、前連結会計年度好調だった博物館、美術館、公共交通機関などで使用するデジタルサイネージ等のインバウンド需要拡大に伴う設備投資が一巡しました。

その結果、当事業は売上高334億88百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益9億74百万円（前連結会計年度比20.4%減）となりました。

IT・シェアリング事業



IT・シェアリング事業は、ワクチン接種の進行にともない、オフィス空間のシェア事業や会員向けソリューション事業の需要が回復基調となり、好調に推移しました。

その結果、当事業は売上高17億57百万円（前連結会計年度比11.5%増）、営業損失3億85百万円（前連結会計年度は7億円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,424百万円であります。主な内訳は、新製品開発の金型及び生産合理化のための投資等であります。

(3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額30億円）を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、経済活動の正常化に伴う雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等により、徐々に景気が持ち直していくことが期待されるものの、新型コロナウイルスの変異株をはじめとする更なる感染拡大への不安や、サプライチェーンの混乱による供給制約、半導体不足、原材料価格の動向等による先行き不透明な状況が続くものと見込まれ、当社グループを取り巻く環境は依然厳しい状況であると認識しております。

このような事業環境の中、当社グループとしましては、2023年度を最終年度とする中期経営計画「RISE ITOKI 2023」を新たに掲げ、高い価値を創出・提供し続ける企業へと進化してまいります。この実現のため、特に以下の5点を重要課題として捉え、重点的に取り組んでまいります。

① 構造改革プロジェクトの実行

現在の激変する社会において、あらたな価値を生み出しお客様に提供し続けていくためには、今以上に事業の生産性を向上させ、強靱な体質の「高収益企業」に進化する必要がある

ます。このために、2020年7月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携により発足した構造改革プロジェクトを中心に、業務のプロセス改革や経営資源の最適化を実行してまいります。

② 新たな価値の創出と提供

コロナ禍における感染拡大防止の社会的要請のもと、“働き方”や“働く環境”に対する人々の価値観が大きく変化しており、またその先のポストコロナの世界においても、この流れは一定程度継続・拡大していくことが予想されます。このような状況は、「働く環境」づくりを事業とする当社グループにとっては大きな脅威であり、また一方では事業拡大の機会でもあると捉えております。ポストコロナの「働く環境」づくりで他社をリードしていくために、「働く環境」においてこれまでにない新たな価値を創出し提供すべく、提案力強化と商品・サービスの拡充を推し進めてまいります。

③ 不採算事業の早期黒字化

当社グループが強靱な体質の「高収益企業」へと進化していくために、営む事業すべての収益性を高めていく必要があります。特に、現在不採算となっている事業についてはこれを早急に解消していかなければなりません。このため、このような状態に陥っている事業については、改めて事業の再評価を行い必要な挺入れ施策を早期に実行してまいります。併せて、今後各事業が継続的に不採算な状態に陥らないよう、各事業や投資案件のチェック及び支援体制を強化してまいります。

④ 狙って人を育てる

企業において最も重要な経営資源は「人財」であると考えます。激変する社会において、これからも継続して高い価値を提供していくためには、組織にイノベーションを起こし、事業を率先する多様な人財が必須となります。このような人財を育成するため、全員一律ではなく育成したいポイントを明確にした“狙って人を育てる”ための施策を早期に実行展開してまいります。

⑤ ESG経営の実践

当社は常に時代の先端を見据え、社会に新しい価値を提供することで成長してまいりました。ビジネスの原点は「世の中に既にあるものでなく、新しいものを提供し、社会のお役に立ちたい」という創業者・伊藤喜十郎の志にあります。また2018年に国連グローバル・コンパクトに署名、2019年にはSDGs宣言を発信するなど、サステナブルな社会の実現を目指した活動を日々行っており、これからも単なる社会貢献ではなく、ビジネスを通じてSDGsへの貢献と利益獲得を両立していきたいと考えております。この実現のため、マテリアリティ（重要課題）を中心に環境・社会・ガバナンスへの取り組みを継続的に強化しながら、本業であるポストコロナの「働く環境」づくりを通じて社会課題の解決を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期)	2021年度 (第72期) (当期)
売上高 (百万円)	118,700	122,174	116,210	115,839
経常利益 (百万円)	2,367	945	1,881	2,437
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	1,725	△550	△235	1,166
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	37.84	△12.08	△5.18	25.82
総資産 (百万円)	108,710	108,778	105,096	103,898
純資産 (百万円)	47,504	45,834	44,189	45,076
1株当たり純資産額 (円)	1,027.45	995.80	969.43	992.89

- (注) 1. 2021年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
 2. 第69期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の金額によっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 200	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株式会社シマソービ(注)1	10	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキ北海道(注)2	40	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社(注)3	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各種システムの開発
富士リビング工業株式会社	60	98.4	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ(注)4	90	98.2	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株式会社ダルトン	1,387	100.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄扉・貸金庫等の製造
GlobalTreehouse 株式会社	100	51.0	企業会員向けの各種プログラム提供事業
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オフィス施設、商業施設等の内装工事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.	15百万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事務用家具等の販売

- (注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
 2. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
 3. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.02%を含んでおります。
 4. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

事業報告

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社18社、株式会社ダルトンの子会社および海外子会社等17社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与
KNOLL OVERSEAS,INC.	アメリカ	家具の製造・販売権の許与

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業内容	主要な製品およびサービス
ワークプレイス事業	事務および家庭用デスクならびにチェア、収納家具、カウンター、パネル、建築間仕切、金庫、オフィス営繕、組立・内装・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器・パブリック事業	物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など
IT・シェアリング事業	什器レンタル、オフィスシェア、企業会員向けの各種プログラム提供事業、ソフトウェア開発など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

- (a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- (b) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (北東北・南東北の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～5支店) 法人営業統括部 (第1～5法人支店・情報通信支店) 市場別営業統括部 (第1～3支店・金融第1～4支店) プロジェクト営業統括部 (第1～6支店) セールスディベロップメント統括部 (NEXT VALUE営業部・DX営業部) 設備機器事業本部 設備機器営業1部 (物流システム販売室・パブリック販売室) 設備機器営業2部 (原子力施設販売室・システム機器販売室) Web事業統括部 Web事業部
関 東 信 越 地 方 (東 京 都 を 除 く)	営業本部 東日本支社 (甲信・新潟・北関東・東関東・南関東の各支店) 中日本支社 (横浜支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中日本支社 (名古屋・中部第1～2・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (近畿・第1～5の各支店)
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・中四国・福岡・九州・西日本プロジェクトの各支店)

事業報告

(c) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	生産本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市）
	設備機器事業本部 京都製造部 電子機器商品部	京都製造課（京都府八幡市） 電子製造課（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は2022年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区）
	株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区）
	株式会社シマソービ（横浜市中区）
	株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区）
	伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市）
	イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市）
	三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）
	株式会社イトーキシエードバリュー（東京都中央区）
	新日本システック株式会社（東京都中央区）
	富士リビング工業株式会社（石川県白山市）
	株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区）
	株式会社ダルトン（東京都中央区）
	株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市）
GlobalTreehouse 株式会社（東京都港区）	
海 外	Tarkus Interiors Pte Ltd（シンガポール）
	Novo Workstyle Asia Limited（香港）
	ITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd.（中国江蘇省）
	ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.（シンガポール）

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,973名	89名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,012名	28名減	42歳 8ヵ月	15年 11ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,241
株式会社三井住友銀行	1,594
株式会社商工組合中央金庫	1,519
株式会社三菱UFJ銀行	1,131
株式会社京都銀行	1,127

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 45,664,437株 (うち自己株式 457,997株)
- ③ 株主数 7,613名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,751	10.51
日本生命保険相互会社	2,225	4.92
株式会社アシスト	1,609	3.56
イトーキ協力会社持株会	1,593	3.52
伊藤 藤 七 郎	1,356	2.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,186	2.62
株式会社みずほ銀行	1,121	2.48
株式会社三井住友銀行	1,069	2.36
イトーキ従業員持株会	1,035	2.29
INETRACTIVE BROKERS LLC	970	2.14

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を457,997株保有しております。
 3. 持株比率は自己株式 (457,997株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 株 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	34,200株	5名
社外取締役	2,800株	2名
監査役	6,800株	4名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長
代表取締役社長	平井 嘉 朗	
取締役専務執行役員	牧野 健 司	企画本部長
取締役常務執行役員	船原 英 二	生産本部長
取締役常務執行役員	森谷 仁 昭	管理本部長
取締役	永田 宏	株式会社クリアホールディングス代表取締役社長
取締役	似内 志 朗	ファシリティデザインラボ代表
常勤監査役	福原 敦 志	
監査役	松井 正	
監査役	飯沼 良 祐	
監査役	齋藤 晴太郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、似内志朗の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、永田 宏、似内志朗、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬の決定に関する方針と取締役の報酬は、取締役会において決定しております。また、当事業年度の個人別の報酬等の内容について、取締役会は報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績に連動する変動報酬及び(3)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）からなり、それらの割合は代表取締役がこれを決定しております。(1)固定報酬は、報酬水準の妥当性を検証し、取締役会で承認された役位別等月額報酬表に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。(2)変動報酬は、企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、会社の経営活動全般の結果を反映する当事業年度の連結の営業利益に連動させて、個人別の成績を加味した上で算出し、事業年度終了後に支給しております。なお、当事業年度の連結の営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。(3)譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた株式報酬を、中期経営計画のスタートに伴い毎期支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬は、役員在籍を条件として支給しております。社外取締役の報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は3名）です。この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当

期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠と2018年3月28日の定時株主総会において、「年額120百万円以内」（うち社外取締役分は年額5百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも6名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」（うち社外監査役分は年額2百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	225 (15)	149 (12)	60 (2)	15 (1)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	36 (8)	30 (7)	2 (0)	3 (1)	4名 (2名)
合計	261	179	62	19	11名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役永田宏氏は、株式会社クリアホールディングスの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と株式会社クリアホールディングスとの間に特別な利害関係はありません。
- ・取締役似内志朗氏は、ファシリティデザインラボ代表を兼務しておりますが、当社とファシリティデザインラボとの間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述2社との間に特別な利害関係はありません。

事業報告

- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当する事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
 主な活動内容

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	似 内 志 朗	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主に会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	飯 沼 良 祐	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90,000千円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、2011年3月25日開催の当社第61回定時株主総会、2014年3月26日開催の当社第64回定時株主総会、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会及び2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、（以下、最新の対応策を「本プラン」といいます。）、継続いたしております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様ごに、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様ごが、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値向上のための取組みについて

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計8回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。2021年2月には、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、2023年を最終年度とした2021年から2023年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「RISE ITOKI 2023」をキャッチフレーズとして、『構造改革プロジェクトを実行する』、『新たな価値を創出して提供する』、『不採算事業の早期黒字化をはたす』、『狙って人を育てる』、『ESG経営の実践』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

③ 安定した株主還元策

当社は、利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識し、会社の収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案したうえで、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することとし、期末配当として年1回を行うことを基本方針としております。

今後の配分につきましては、更なる株主重視の経営を目指し、従来の安定配当に加えて連結業績を考慮し、配当性向20%以上を目処とした配当政策を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、企業価値の向上を図るために、将来の成長に不可欠な研究開発や成長分野への戦略的な投資を中心に効率的に活用してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断

については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご利益を与えない場合等、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として継続されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
 (注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>57,753</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>42,544</b>  |
| 現金及び預金          | 17,351         | 支払手形及び買掛金          | 12,335         |
| 受取手形及び売掛金       | 26,783         | 電子記録債権             | 6,529          |
| 電子記録債権          | 2,059          | 1年内償還予定の社債         | 40             |
| 有価証券            | 100            | 短期借入金              | 9,682          |
| 商品及び製品          | 5,136          | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,024          |
| 仕掛品             | 2,685          | 未払法人税等             | 1,093          |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,606          | 未払消費税等             | 980            |
| その他の引当金         | 1,663          | 設備関係支払手形           | 106            |
|                 | △632           | 与引当金               | 1,712          |
|                 |                | 賞与引当金              | 134            |
|                 |                | 受注損失引当金            | 0              |
|                 |                | 製品保証引当金            | 61             |
|                 |                | 関係会社清算損失引当金        | 192            |
|                 |                | その他                | 7,650          |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,144</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>16,277</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>24,417</b>  | 社長期借入金             | 60             |
| 建物及び構築物         | 9,729          | 繰上債                | 6,098          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,266          | 繰上債                | 1,433          |
| 土地              | 9,532          | 繰上債                | 461            |
| リース資産           | 809            | 繰上債                | 4,093          |
| 建設仮勘定           | 410            | 繰上債                | 110            |
| その他             | 1,669          | 繰上債                | 83             |
|                 |                | 繰上債                | 1,091          |
|                 |                | 繰上債                | 2,845          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,114</b>   | <b>負債合計</b>        | <b>58,822</b>  |
| のれん             | 1,317          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| その他             | 2,797          | <b>株主資本</b>        | <b>44,301</b>  |
|                 |                | 資本金                | 5,294          |
|                 |                | 資本剰余金              | 9,638          |
|                 |                | 利益剰余金              | 29,530         |
|                 |                | 自己株式               | △161           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>17,612</b>  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>583</b>     |
| 投資有価証券          | 5,512          | その他有価証券評価差額金       | 403            |
| 長期貸付金           | 0              | 為替換算調整勘定           | 182            |
| 繰延税金資産          | 2,586          | 退職給付に係る調整累計額       | △2             |
| 退職給付に係る資産       | 1,705          | <b>新株予約権</b>       | <b>45</b>      |
| その他の引当金         | 8,273          | <b>非支配株主持分</b>     | <b>145</b>     |
|                 | △465           | <b>純資産合計</b>       | <b>45,076</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>103,898</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>103,898</b> |



連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |         | 金 額 |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 高   | 115,839 |     |       |
| 価   | 74,145  |     |       |
| 益   | 41,694  |     |       |
| 費   | 39,158  |     |       |
| 管   | 2,536   |     |       |
| 理   | 5       |     |       |
| 息   | 112     |     |       |
| 金   | 65      |     |       |
| 料   | 112     |     |       |
| 金   | 166     |     |       |
| 入   | 231     |     | 694   |
| 他   |         |     |       |
| 利   | 162     |     |       |
| 用   | 134     |     |       |
| 利   | 135     |     |       |
| 託   | 361     |     | 793   |
| 費   |         |     |       |
| 用   |         |     |       |
| 他   |         |     |       |
| 益   |         |     | 2,437 |
| 益   |         |     |       |
| 他   |         |     |       |
| 益   | 1,182   |     |       |
| 益   | 303     |     |       |
| 他   | 68      |     | 1,554 |
| 損   | 12      |     |       |
| 損   | 122     |     |       |
| 失   | 2,038   |     |       |
| 損   | 64      |     |       |
| 額   | 192     |     |       |
| 入   | 37      |     | 2,468 |
| 他   |         |     |       |
| 益   |         |     | 1,523 |
| 税   |         |     |       |
| 額   | 1,781   |     |       |
| 額   | △1,191  |     | 590   |
| 益   |         |     | 933   |
| 損   |         |     | △233  |
| 純   |         |     | 1,166 |
| 利   |         |     |       |
| 益   |         |     |       |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,375</b> | <b>流動負債</b>     | <b>28,751</b> |
| 現金及び預り金         | 5,443         | 支払手形            | 1,323         |
| 取得手形            | 2,805         | 支子記簿債           | 6,229         |
| 電子記録債           | 1,498         | 買掛金             | 5,115         |
| 売掛金             | 15,005        | 短期借入金           | 8,195         |
| 有価証券            | 100           | 1年内返済予定の長期借入金   | 508           |
| 商品及び製品          | 3,339         | リース負債           | 480           |
| 仕掛品             | 1,606         | 未払金             | 520           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,419         | 未払費用            | 3,072         |
| 短期貸付金           | 3,843         | 未払法人税等          | 580           |
| そ の 引 当         | 1,119         | 未払消費税           | 635           |
| 貸倒引当金           | △3,806        | 賞与引当金           | 953           |
|                 |               | 役員賞与引当金         | 62            |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,037</b> | 債務保証損失引当金       | 264           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,288</b> | 製品保証引当金         | 37            |
| 建物              | 7,254         | 関係会社清算損失引当金     | 121           |
| 構築物             | 68            | その他             | 650           |
| 機械及び運搬具         | 1,191         | <b>固定負債</b>     | <b>10,239</b> |
| 車両及び器具          | 11            | 長期借入金           | 3,255         |
| 土工器具            | 714           | リース負債           | 783           |
| 土地              | 6,052         | 退職給付引当金         | 2,227         |
| 建物              | 649           | 製品自主回収関連損失引当金   | 83            |
| 建設仮勘定           | 346           | 長期預り保証金         | 2,855         |
|                 |               | 資産除去債           | 1,034         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,126</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>38,990</b> |
| ソフトウエア          | 254           | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| リース加入           | 406           | <b>株主資本</b>     | <b>35,986</b> |
| その他の            | 82            | 資本剰余金           | 5,294         |
| その              | 1,384         | 資本準備金           | 10,836        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>24,622</b> | 資本剰余金           | 10,832        |
| 投資有価証券          | 4,926         | その他資本剰余金        | 3             |
| 関係会社株           | 9,868         | 利益剰余金           | 20,017        |
| その他の関係会社有価証券    | 419           | 利益準備金           | 881           |
| 長期貸付金           | 197           | その他利益剰余金        | 19,136        |
| 繰延税金資産          | 1,797         | 配当準備積立金         | 250           |
| 保険積立            | 3,715         | 固定資産圧縮積立金       | 1,257         |
| 敷金              | 1,934         | 別途積立金           | 12,230        |
| 前払年金費用          | 1,659         | 繰越利益剰余金         | 5,398         |
| 貸倒引当金           | 733           | 自己株             | △161          |
|                 | △632          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>391</b>    |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 391           |
|                 |               | <b>新株予約権</b>    | <b>45</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>75,412</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>36,422</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>75,412</b> |

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |     |   | 金 額   |        |
|-----|---|-----|---|-------|--------|
| 売上  |   |     | 高 |       | 80,286 |
| 売上  | 上 | 原   | 価 |       | 52,022 |
| 販売  | 上 | 利   | 益 |       | 28,263 |
| 営業  | 費 | 管   | 費 |       | 26,595 |
| 営業  | 外 | 理   | 益 |       | 1,667  |
| 受取  | 取 | 益   | 息 | 33    |        |
| 受取  | 取 | 利   | 金 | 741   |        |
| 保費  | 取 | 配   | 料 | 143   |        |
| 債務  | 除 | 賃   | 金 | 112   |        |
| 保証  | 損 | 配   | 戻 | 16    |        |
| 損失  | 引 | 当   | 入 |       |        |
| の   | 当 | 金   | 他 | 215   | 1,263  |
| 営業  | 外 | 費   | 用 |       |        |
| 支   | 外 | の   | 利 | 70    |        |
| 関   | 社 | の   | 金 | 1,020 |        |
| 係   | 社 | の   | 繰 | 373   | 1,463  |
| そ   |   |     | 入 |       |        |
|     |   |     | 益 |       | 1,467  |
| 経   | 常 | 利   | 益 |       |        |
| 特   | 別 | 利   | 産 |       |        |
| 固   | 定 | 資   | 産 |       |        |
| 投   | 有 | 価   | 証 |       |        |
| 資   | 損 | 損   | 券 |       |        |
| 別   | 定 | 資   | 失 |       |        |
| 固   | 定 | 産   | 却 |       |        |
| 減   | 定 | 産   | 却 |       |        |
| 投   | 資 | 損   | 却 |       |        |
| 資   | 有 | 損   | 却 |       |        |
| 係   | 会 | 損   | 却 |       |        |
| 関   | 社 | 株   | 却 |       |        |
| 係   | 社 | 式   | 却 |       |        |
| そ   | 清 | 引   | 却 |       |        |
|     | 算 | 当   | 却 |       |        |
|     | の | 金   | 却 |       |        |
|     | の | 繰   | 却 |       |        |
|     |   | 入   | 却 |       |        |
|     |   | 益   | 却 |       |        |
| 税   | 引 | 期   | 却 |       |        |
| 法   | 前 | 純   | 却 |       |        |
| 法   | 住 | 及   | 却 |       |        |
| 当   | 民 | 事   | 却 |       |        |
|     | 等 | 業   | 却 |       |        |
|     | 純 | 整   | 却 |       |        |
|     | 利 | 額   | 却 |       |        |
|     |   | 益   | 却 |       |        |
|     |   | 税   | 却 |       |        |
|     |   | 額   | 却 |       |        |
|     |   | 益   | 却 |       |        |
|     |   | 544 | 却 |       |        |

## 監査報告書

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社イトーキ 監査役会

|       |   |   |   |    |   |
|-------|---|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 福 | 原 | 敦 | 志  | ㊟ |
| 監査役   | 松 | 井 |   | 正  | ㊟ |
| 社外監査役 | 飯 | 沼 | 良 | 祐  | ㊟ |
| 社外監査役 | 齋 | 藤 | 晴 | 太郎 | ㊟ |

以 上



〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## イトーキのサステナブルな製品づくり

持続可能な社会を実現するため、イトーキは地球にやさしい家具で貢献します

イトーキは「人も生き活き、地球も生き生き」をビジョンステートメントに掲げ、ビジネスを通じてSDGsへの貢献と利益獲得の両立を目指しています。

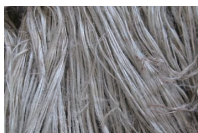
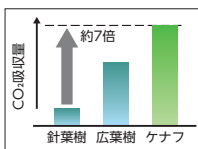
### 【業界初】サステナブルな植物「ケナフ」から生まれた家具

オフィス家具業界で初めてケナフを原料とした家具をトヨタ紡織株式会社様と共同開発し、株式会社マテリアル様に納入しました。



#### ケナフとは

ケナフとは、東南アジアなどの熱帯地域で広く栽培されている短期間で収穫可能な一年草です。成長が早く、収穫できる繊維も多いのが特長です。また成長時の二酸化炭素吸収能力が高く（針葉樹に比べると約7倍）、地球温暖化の防止に貢献している植物です。ケナフを基材とすることで、製造過程で発生するCO<sub>2</sub>排出量を削減しています。



#### 特長

スツールと天板にケナフを活用。木質ボードと比較し強く軽いケナフボードを採用することで、持ち運びも容易です。



#### イトーキのSDGs

イトーキは、生き生きと持続する美しい地球と、生き活き活動する人びとが暮らす自然豊かな社会を未来に引き継ぐため、地球環境問題が経営上の最重要課題であると認識し、事業活動の全ての領域で限りある資源の有効活用と生物多様性の保全および地球環境への負荷の低減を図り、持続可能な社会の実現に貢献することを環境方針として掲げています。

2019年には、企業の経済的価値の追求と社会的課題の解決を両立させることにより、個人の幸せ、企業の幸せ、社会の幸せの実現に貢献することをイトーキSDGs宣言として公表しています。



イトーキSDGs宣言

<https://www.itoki.jp/company/sdgs.html>

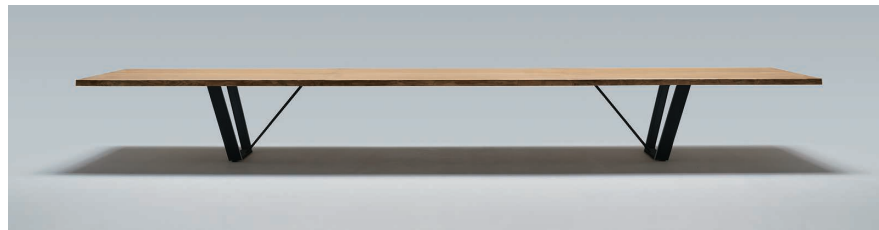
## 【新製品】天然素材が生み出す造形美、サステナブルなビッグテーブル『silta(シルタ)』

森林総合研究所・東京大学大学院農学生命科学研究科との共同研究成果に裏付けられた新製品

働き方が多様化するなか、効率重視からワーカーの心身のコンディションやライフスタイルに目を向けるWell-being志向へと変化し始めています。そこで、培ってきた知見をもとに「木が人に与える効果」に着目、「silta(シルタ)」を開発しました。

### 独自のネットワークで実現する安定供給と地域貢献

「silta(シルタ)」では東北地方の森林産地、木材市場、木材加工、研究機関の皆さまと協働することにより、継続的で高品質な材料の循環を実現しています。価格・品質ともに安心してお使いいただくことで地域と消費者を繋ぎ、資源を循環させることに役立てていきます。また、より量産に近い形での国産材活用に貢献することでカーボンニュートラルの促進に寄与します。



### 特長

#### 1. 新開発、第3の天然木表面材「厚突単板」

当社新開発の「厚突単板」では、繊細に貼り合わされた3mm厚の天然木素材を用いることで、より無垢材に近い風合いや、木の温かみが十分感じられる厚さでありながらも加工しやすいという特長を実現し、従来の素材の欠点を克服しています。

#### 2. 二つとして同じものはない「ライブエッジ」

エッジには国産のクリの原木から切り出した耳と言われる部分をそのまま使用。

従来はチップにされてしまうことが多い丸太の外周部分を「ライブエッジ」として意匠に活かしています。

#### 3. 無垢材には真似できない構造と「橋」をモチーフにした美しいデザイン

無垢材はビッグテーブルとしてはサイズ・精度・耐久性に難があるとされてきました。そこで、ロングスパンで中間脚やビームを必要としない(6m幅まで)構造を開発しました。スチール製の脚は「橋」をモチーフにしており、強度と美しさを兼ね備えます。雄大に陸と陸を繋げる橋梁をイメージした意匠は、そこで働く人々が橋を渡ってつながっていくことを表現しています。

## 【新商品】ウレタンレスで環境負荷低減に貢献するミーティングチェア『LINEA(リネアチェア)』

シャープなデザインでニットのやわらかな座り心地を実現  
メーカーの社会的責任として、家具としての機能は維持しつつ地球環境への負荷を低減するものづくりへのシフトが一層求められるようになりました。「LINEA(リネアチェア)」は部品点数を減らすなど、簡素な構成で環境負荷の低減を目指したミーティングチェアです。

### 特長

細い脚と薄い背座からなる直線的なシルエットで、すべてのパーツを1つの色で仕上げています。



#### ◀ ニットでできた背もたれと座面

背から座まで一枚のニット(編み物)で構成しています。ウレタンを使わず、ニットが適度に伸縮して身体にフィットしやわらかな座り心地を提供します。製造上端材が少なく済むので、環境負荷低減にも寄与します。



#### ◀ スタッキング

平積みで3脚までスタッキング収納可能。未使用時は片付けて空間を効率的に運用できます。

## 9製品が「2021年度グッドデザイン賞」を受賞

当社グループ9製品が「2021年度グッドデザイン賞」（主催：公益財団法人日本デザイン振興会）において「グッドデザイン賞」を受賞しました。また、「2021年度グッドデザイン・ベスト100」には、ミーティングチェア「crossa（クロッサチェア）」が選出されました。



### ■受賞製品紹介

「2021年度グッドデザイン・  
ベスト100」受賞

「2021年度グッドデザイン賞」受賞

crossa（クロッサチェア）

空間を多用途に利用するための機動性と  
収納の折りたたみネ스팅機能を併  
せ持ったミーティングチェア。



### 「2021年度グッドデザイン賞」受賞

nort（ノートチェア）

アームレストなどの機能性と、  
オフィストレンドに合わせやすい  
デザイン性を兼ね備えたタスク  
チェアです。



FlowLounge（フロウラウンジ）  
シンボルツリーファニチャー

「Garden（庭）」をデザインモチー  
フとし、自然と人が集う居心地  
のよさをオフィスに持ち込み  
ました。



hover（ホバーテーブル）

様々な空間にフィットするスタン  
ダードテーブル。薄型脚、低  
床キャスター、天板折りたたみ  
機能などバリエーションが豊富  
です。



akimiru（アキミル）

空席探しの在席管理システム。  
離れた場所からでもスマート  
フォンやサイネージで簡単に確  
認できます。



### LEONIS(レオニスチェア)

現代の役員に相応しいしなやかさと機能性のバランスを追求したエグゼクティブチェア。



### 荷物トレイSL(脱衣カゴ)

清掃性と安全性に配慮し、シームレスで凹凸が少なく空間に馴染むデザイン性を高めた診察室向け荷物置きです。



### pulizea(プリーゼア)

スムーズな診療と清掃作業のサポートを目的とした患者用チェア。医療施設特有の要件を高い次元で実現。



### regano(レガーノ)

薄型ショート脚と凹型天板形状で患者と医師が自然と向き合える診察用デスク。少ない視野角で会話が可能です。



## イトーキ初、在宅ワーク家具のポップアップストアを伊勢丹新宿店に期間限定開催



2021年2月3日(水)～18日(木)の間、伊勢丹新宿店において「家ではたらくを、もっと快適に」を期間限定開催。「快適にはたらくことができる機能性」と「自宅のインテリアにもなじむデザイン性」を兼ね備えたホームオフィス家具を体感いただきました。





# 株主総会会場ご案内図



## 開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

## 当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL (06)6223-3115



## 交通機関

地下鉄堺筋線

北浜駅

5番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線

堺筋本町駅

12番出口徒歩5分

地下鉄御堂筋線

淀屋橋駅

11番出口徒歩10分

京阪本線

北浜駅

5番出口徒歩10分

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



## 株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋高島屋三井ビルディング

TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

